

## 令和8年度 指名停止一覧表

業者名	所在地	指名停止期間	月数	備 考
(株)大林組	東京都港区	R8. 5. 18 ~ R8. 6. 17	1	当該業者は、同者を含む共同企業体が受注した工事に関連して発生した作業員の労働災害について、令和6年12月25日、労働基準監督署の立ち入り検査の際、虚偽の陳述を行った。 これにより、令和8年3月17日、当該業者及び当該業者使用人が起訴され、令和8年3月24日、労働安全衛生法違反を理由として蕨簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
(株)クリーン工房	埼玉県さいたま市	R8. 5. 18 ~ R8. 8. 17	3	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。 これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
スバル興業(株)	東京都千代田区	R8. 6. 1 ~ R8. 8. 31	3	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
日本ハイウェイ・サービス(株)	東京都千代田区	R8. 6. 1 ~ R8. 8. 31	3	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。